

## 国家公務員の定年制度等の概要

### 第 1 定年制度の目的

適正な新陳代謝の促進と長期的展望に立った計画的な人事管理の展開を通じて、職員の志気の高揚を図り、組織の活力を維持するとともに、職員を安んじて公務に専念させ、もって、より能率的な公務の運営を図る。

### 第 2 定年制度の内容

#### 1 定年退職（国公法第 81 条の 2、人事院規則 11－8 第 2 条～第 5 条）

職員が定年に達したことにより、その者に係る定年退職日の満了とともに自動的に退職する制度

##### (1) 定年年齢

原則として 60 歳

例外

##### ① 法律に別段の定めのある場合

○検察庁法……………検事総長 65 歳、検察官 63 歳

##### ② 原則の定年年齢とは異なる年齢（特例定年）を定める場合（国公法第 81 条の 2 第 2 項第 1 号～第 3 号）

○病院・療養所・診療所等の医師、歯科医師 …………… 65 歳

○守衛、用務員等 …………… 63 歳

○特殊な官職等（人事院規則 11－8 第 4 条）…………… 61 歳～65 歳

例・事務次官、外局の長官、財務官、内閣法制次長、警視總監等……62 歳

・在外公館に勤務する職員、皇宮警察学校教育主事、海技試験管等……63 歳

・迎賓館長、宮内庁次長、金融庁長官、国税不服審判所長、国立看護大学の校長、教授、准教授、講師及び看護学部長、社会保険庁の医療専門官、高等海難審判庁長官、海難審判庁審判官及び海難審判庁理事官、研究所等の長で人事院が定めるもの（科学警察研究所長、消防大学校消防研究センター所長、国立がんセンター総長、国立保健医療科学院長等）……65 歳

##### ③ 定年制度が適用されない職員

○法律により任期を定めて任用される職員

○非常勤職員

##### (2) 定年退職日

定年に達した日以後の最初の 3 月 31 日又は任命権者が指定する日のいずれか早い日（現在、全府省とも前者による。）

#### 2 勤務延長（国公法第 81 条の 3、人事院規則 11－8 第 6 条～第 10 条）

(1) 定年退職予定者が従事している職務に関し、職務の特殊性又は職務遂行上の特別の事情が認められる場合に、定年退職の特例として定年退職日以降も一定期間、当該職

務に引き続き従事させる制度

(2) 勤務延長を行うことができるのは例えば次のような場合

例 定年退職予定者がいわゆる名人芸的技能等を要する職務に従事しているため、その者の後継者が直ちに得られない場合

例 定年退職予定者が離島その他のへき地官署等に勤務しているため、その者の退職による欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な支障が生ずる場合

例 定年退職予定者が大型研究プロジェクトチームの主要な構成員であるため、その者の退職により当該研究の完成が著しく遅延するなどの重大な障害が生ずる場合

(3) 勤務延長の期限は1年以内。人事院の承認を得て1年以内で期限の延長可。(最長3年間)

(注) 留意点

① 勤務延長の要件が、その職員の「退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるとき」と限定されており、活用できる場合が限定的

② 「当該職務に従事させるため引き続いて勤務させる」制度であり、勤務延長後、当該職員を原則として他の官職に異動させることができない。

③ 最長でも3年間と期限が限定

### 第3 再任用制度（国公法第81条の4、第81条の5、人事院規則11-9）

#### 1 目的

公的年金の支給開始年齢の段階的引上げを踏まえ、雇用と年金との連携を図るとともに職員が長年培ってきた能力・経験を有効に発揮できるよう、意欲と能力を有する定年退職者等を対象として、フルタイム勤務又は短時間勤務の形態による65歳までの在職を可能とする制度で、平成13年度から導入された。

#### 2 手続き

任命権者は、定年退職者又は定年退職日以前に25年以上勤続して退職した者で、退職後5年以内の者等を（職員の申出に基づき、）従前の勤務実績に基づき選考により採用。任期は1年を超えない範囲。更新可。上限年齢は平成19年度においては、63歳までの最長3年間。

#### 3 給与、勤務時間、休暇等の人事管理諸制度

(1) 俸給月額、各級ごとに設定。昇給制度なし。諸手当は、職務に関連した手当は原則支給。

(2) 勤務時間はフルタイム勤務は週40時間。短時間勤務は週16～32時間の範囲

(3) 休暇は定年前の職員と同様。

(4) 服務、能率、分限、公平、災害補償等の人事管理諸制度は、定年前の職員と同様。

#### 4 定員 フルタイム勤務（定員内）、短時間勤務（定員外）

(注) 留意点

① 再任用については、任命権者の裁量に委ねられ、再任用希望職員の希望どおり再任用されるかどうかの予測がつかない。

② 現状では、フルタイムであっても、年収300～400万円の官職への再任用が主流。

③ 60歳定年退職者に占める再任用者の割合は約2割にとどまっている。